

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	現役並み所得者である70歳以上の被保険者に係る一部負担金割合の変更	
根拠法令・条項	国民健康保険法施行令第27条の2第3項第1号、第2号 国民健康保険法施行規則第24条の3	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>70歳以上の被保険者のうち、政令の定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である者が属する世帯については、現役並み所得者として、一部負担金の割合を3割とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現役並み所得者とする根拠 国民健康保険法第42条第1項第4号 ・現役並み所得者とする条件：課税標準額145万円以上である70歳以上の被保険者を含む世帯に属する者 国民健康保険法施行令第27条の2第1項、第2項 ・七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する被保険者を含む世帯の条件：上記条件に加え、70歳以上の被保険者の旧ただし書き所得合計が210万円を超える世帯に属する者 国民健康保険法施行令第27条の2第3項第3号 国民健康保険法施行令附則 (平成28年12月26日政令第400号)第4条第1項 <p>ただし、上記の基準により現役並み所得者となる70歳以上の被保険者であったとしても、次のいずれかに該当する者については、申請により現役並み所得者としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 70歳以上の被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が520万円（当該世帯に他の70歳以上の被保険者がいない者にあつては383万円）に満たない者 2 70歳以上の被保険者について、当該世帯に他の70歳以上の被保険者がいない者に限り、その世帯に属する特定同一世帯所属者を含め、厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が520万円に満たない者 	
標準処理期間	標準処理期間	14日
	標準処理期間を設定できない理由	